

京都ユネスコ協会会則

第1条[名称]

本会は京都ユネスコ協会と称し、事務局を京都市南区東九条東山王町2-7 元京都市立山王小学校に置く。

第2条[目的]

本会はユネスコ憲章の精神に従い、教育・科学・文化の諸活動を通じて、国際理解を深め、国際的な協力に参画し、世界平和に貢献できる力を養成し、さらに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条[事業]

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ユネスコ活動に関する理解を深め、普及をはかる諸企画・諸事業
2. 日本ユネスコ国内委員会並びに日本ユネスコ協会連盟の企画する諸事業への協力
3. 関係諸団体、他協会との連携、相互の協力
4. 広報活動を行い、『京都ユネスコ』など、刊行物の出版、交換
5. その他、活動の目的達成に必要な行事や事業

第4条[会員]

本会の会員は本会の趣旨に賛同、所定の会費を負担し入会手続きをしたものとする。

第5条[会費]

会費は2020年6月以前入会の旧会員と2020年7月以後入会の新会員の2通りとする。

1. 旧会員の会費は次の5種別とし、それぞれの会費を負担する。

特別維持会員	年額 25,000円
維持会員	13,000円
賛助会員	9,000円
普通会員	5,000円
学生会員	2,500円

2. 新会員の会費は次の4種別とし、それぞれの会費を負担する。

法人会員	年額 30,000円
維持会員	15,000円
普通会員	5,000円
青年会員（35歳まで）	3,000円

第6条[退会]

会員が退会を希望する時は、会長宛の退会届を事務局に提出する。

会費を1年以上滞納した会員には催告状を送り、それでも会費未納の場合は退会したものとみなす。

第7条[会員の資格喪失]

ユネスコの名称を使って、営利行為、政治活動、宗教活動等を行った者は会員の資格を失う。

第8条[役員]

本会は次の役員で構成される。

会長	1名	副会長	2名	常任理事	若干名	理事	若干名
監事	2名	事務局長	1名				

第9条[役員の任期]

各役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第10条[役員の選出]

各役員の選出方法は次の通りとする。

- 1 理事は総会で選出する。
- 2 会長、副会長、常任理事、監事、事務局長は理事会において選出する。

第11条[顧問等]

本会は理事会の決議を経て、顧問並びに相談役・名誉会長を置くことが出来る。

第12条[役員の職責]

各役員の職責は次の通りとする。

1. 会長は本会の最高の責任者として会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
3. 理事は理事会において、事務その他一般の会務の調整統括の責に任ずる。
4. 常任理事は理事を代表する。
5. 監事は会計を監査する。
6. 事務局長は会の事務をとる。

第13条[決議機関]

本会は次の決議機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会

各会議の議長は会長が任命する。

各会議は委任状を含む出席者の過半数によって成立し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

各会議の議事録は事務局がこれを作成し、次の会議で承認を得て、これを保管する。

第14条[総会]

総会は予算・決算・事業計画・事業報告などの審議とその承認、理事の選出、会則の変更など重要案件に関する最高の議決機関であり、毎年1回会長がこれを招集する。但し会長が必要と認めたときには臨時にこれを招集することが出来る。

第15条[理事会]

理事会は前記案件の執行に任じ、常任理事会の要請により会長がこれを招集する。

第16条[常任理事会]

常任理事会は会長、副会長、常任理事、監事、事務局長で構成する。

常任理事会は事務執行の具体的な協議、並びに決定に任じ、事業遂行の直接責任を負うものとし、定期的に開催する。

第17条[経費]

本会の経費は、会費、寄付金、事業益金を以てこれにあてる。

会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条[改正]

本会の会則改正は、常任理事会がこれを発議し、理事会の承認のもと総会で決定する。

第19条[細則]

本会の目的遂行のため、常任理事会がこれを発議し、理事会の承認のもとに、別に細則を設けることができる。

昭和43年5月改正

昭和47年5月改正

昭和50年4月改正

昭和52年5月改正

平成9年5月改正

令和2年5月改正